◎申込から入札・契約までの流れ

売買物件の確認

〇物件調書に詳細を記載していますので、ご確認ください。
〇申込資格があるか事前にご確認ください。
（岩出市普通財産売払事務取扱要綱第５条）

現地説明会

〇入札参加の前に物件を確認したい方に現地説明会を開催します。
〇参加を希望される方は、事前に市役所都市計画課までご連絡ください。
〇現況勇姿での引き渡しとなります。

入札参加申込

※受付は持参のみで、郵送では受付できませんので、ご注意ください。
〇必要書類をご提出ください。（入札公告）
〇２名以上の連名で申し込むこともできます。（提出書類がそれぞれに必要）

入札保証金の納付

〇物件調書に記載する額を入札日の５日前までにお支払いください。
〇納付書は市役所都市計画課でお渡しします。
※入札保証金をお支払いいただけないと、入札には参加できません。

入　札

〇入札日当日、参加者全員が入札書を投函後、その場で改札し、予定価格以上で最高価格の方を落札者として決定します。
〇同額の場合はくじで決定します。

入札保証金の還付

〇落札者以外の方に入札保証金をお返しします。
〇落札者の方は契約締結後にお返しします。
（契約保証金の一部にすることができます。）

契約保証金の納付

〇売買代金の 10 分の 1 以上の額をお支払いください。
〇入札保証金を充てた場合で、不足がある場合はそそ不足額をお支払いください。
〇契約保証金は売買代金の一部に充てることができます。
〇納付書は市役所都市計画課でお渡しします。

契約締結

〇入札日から 10 日以内に契約を締結します。
〇契約締結にかかる収入印紙は落札者負担となります。
〇契約書案は本ページに掲載していますので、事前に契約内容等をご確認ください。

売買代金の納付

〇契約書に定める期限までに売買代金の全額をお支払いください。
〇契約保証金を充てた場合は、売買代金から控除した額をお支払いください。
〇納付書は市役所都市計画課でお渡しします。
〇納付が済みましたら、「所有権移転登記嘱託申請書」をお渡しします。
すので、記入して市役所都市計画課に提出してください。

所有権の移転

〇売買代金を完納したときに所有権が移転します。
〇所有権の移転登記は市で行いますが、登録免許税は落札者負担となります。
〇登記が完了しましたら、都市計画課まで「登記識別情報」を受取りに来てください。